

宮崎県人権施策基本方針（案）の概要

方針の目標

お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、
誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現

人権をめぐる国内外の状況

国際社会	・世界的な人権意識の高まり ・人種、民族、宗教の違い等による戦争や迫害 等
国内	・人権三法(障害者、ヘイトスピーチ、部落差別)や子ども基本法、LGBT理解増進法の施行 ・新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する誹謗、中傷 等
県内	・宮崎県人権尊重の社会づくり条例の施行 等

人権施策の推進

1 人権の視点に立った行政の推進

- (1)職員の人権意識の向上
- (2)人権に関する県民意識の的確な把握

2 人権意識の高揚を図るための施策

- (1)あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
 - ・家庭、学校、地域社会、企業等
- (2)特定職業従事者等に対する人権教育・啓発
 - ・公務員、教職員等、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、警察職員、マスメディア関係者、相談員、その他
- (3)人権教育・啓発を推進するための環境整備
 - ・人材の育成と活用
 - ・教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用
 - ・広報の充実
 - ・ネットワークの構築

3 相談支援体制の整備

- (1)人権問題に関する相談体制の充実・連携
- (2)相談窓口の周知

分野別施策の推進

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットを利用した人権侵害
- 10 多様な性
- 11 刑を終えて出所した人
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 働く人
- 14 その他

方針の推進

